

AUTUMN

October 2014 no.144

Japan Association of Environment Assessment

# JEAS

## NEWS

特集

## 「環境情報データベース」

「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」の概要	2
環境省総合環境政策局環境影響評価課 専門官 會田義明	
座談会:環境情報データベース	6
事例紹介/自治体における取り組み 北海道環境データベースについて	10
エッセイ	
環境アセスメント法制化事始め	12
久留米大学大学院比較文化研究科 教授 藤田八暉	
「環境アセスメント士会」の活動について	18
環境アセスメント士 紹介	19
中野 敦(生活環境部門)/佐々木 秀明(自然環境部門)	
能力強化ワークショップ・レポート	
環境影響評価(EIA)におけるTwinning Partnership	20
JEASレポート	22
基本的事項の改正について	23
JEAS資格・教育センター便り	23
お知らせ	24



第2回 JEAS フォトコンテスト入賞作品/「北海道・大雪山の秋」/撮影:藤嶋康夫(株式会社数計画)



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

# 「環境情報データベース」

本号では、事業者の事業検討段階での利用や、環境影響評価において地域特性の把握に必要となる「環境情報データベース」を特集として取り上げた。まず、環境省総合環境政策局環境影響評価課の會田氏に「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の概要」について執筆いただいた。続いて、環境アセスメント基礎情報整備モデル事業や環境影響評価情報支援ネットワーク等に関わる産官学の関係者にお集まりいただき、環境情報データベースの現状や課題等についてお話をうかがった。加えて、事例として北海道を取り上げ、地方自治体の取り組みを取材した。

## 「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」の概要

環境省総合環境政策局環境影響評価課 専門官 會田 義明

### 1. はじめに

東日本大震災を契機として、低炭素社会の構築に貢献する再生可能エネルギーの役割がこれまで以上に重要なものとなってきている。

風力発電は、再生可能エネルギーの中でも早い段階から実用化され、出力が不安定といった課題が指摘されているものの相対的に発電コストが低く、固定価格買取制度（いわゆる Feed In Tariff : FIT）をはじめとする再生可能エネルギー導入拡大に向けた諸施策に伴い、今後、更なる導入が期待されている。

一方で、風力発電設備の大型化や大規模なウインドファームの開発に伴って、騒音や鳥類への影響（バードストライク）、景観への影響など、風力発電設備の導入に伴う周辺環境への影響が国内外で顕在化したことを踏まえて、2011年11月に環境影響評価法施行令が改正され、2012年10月から風力発電所が環境影響評価法の対象事業に追加された。

風力発電所が法対象事業となったことによって、透明性の高い環境影響評価が確保され、住民の理解と受容が一層進み、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地が促進されることが期待されるが、一方で、発電所に係る環境影響評価手続期間は、3～4年程度かかるとされていることから、環境省・経済産業省では、再生可能エネルギーの導入促進の観点から質が高く効率的な環境影響評価を促進するため環境影響評価の迅速化の取組を進めている。

本稿で紹介する「環境アセスメント基礎情報整備モデル

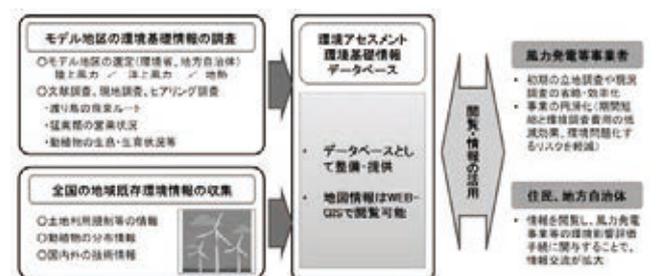
事業」は、こうした再生可能エネルギーの導入促進のための環境影響評価の迅速化の取組の一環として実施しているものである。

### 2. 環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

環境省において2012年度から取り組んでいる「環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」（以下「本事業」という。）は、大きく3つのプロジェクトによって構成されている（図-1）。

「モデル地区の環境基礎情報の調査」（情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査）は、風力発電や地熱発電のポテンシャルが高い地域の中から、地方自治体と連携し、自然公園地区や国有保安林等の自然環境保全や国土保全等の地域指定がなされている地区をスクリーニングして情報整備モデル地区として選定し、当該地区において風力発電等の環境影響評価を実施する際に必要な環境基礎情報を調査・収集するプロジェクトである。

■図-1 環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の概要



※ 「環境アセスメント環境基礎情報データベース」  
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/Service/Top>

また、「全国の地域既存環境情報の収集」は、環境影響評価手続において、地域特性の把握のために必要となる土地利用規制等の情報を全国レベルで収集するとともに、風力発電に伴う鳥類への影響（バードストライク）や低周波音の影響に関する報告書等の参考文献を収集するプロジェクトである。

そして、「環境アセスメント環境基礎情報データベース」は、上記の2つのプロジェクトの成果を収録したデータベースを構築し、風力発電等の事業者が立地検討段階において参照したり、環境影響評価の手続で関係自治体や地元住民等が参照したりできるような情報プラットフォームの構築を目指すプロジェクトである。

### 3. 情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査

情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査は、2012年度から2014年8月までに71地区を選定しており（表-1）、調査面積は陸上で約330km<sup>2</sup>、洋上で約

3,300km<sup>2</sup>に及んでいる（表-2）。

選定した情報整備モデル地区では、「地域文献調査」、「地域ヒアリング調査」及び「現地調査」の3つの方法で環境基礎情報を調査している。地域文献調査は、モデル地区周辺の土地利用状況や土地利用規制等の情報、重要な動植物の生息状況等の情報など、いわゆる地域概況として把握すべき項目を対象に文献調査を行っている。地域ヒアリング調査は、鳥類や景観などの環境要素ごとに、地域の専門家から当該地区の地域特性や留意点についてヒアリング調査を行っている。現地調査は、想定している事業種別に標準的な調査仕様（調査項目、調査頻度、調査密度等）を設

■表-2 想定事業別の調査面積

想定事業	調査面積
陸上風力	326 km <sup>2</sup>
洋上風力	3,315 km <sup>2</sup>
地熱	4 km <sup>2</sup>
※調査中の地区を含む	

■表-1 情報整備モデル地区の選定状況

2012年選定地区			2013年選定地区			2013年追加選定地区			2014年選定地区			2014年追加選定地区			
都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	都道府県	市町村	調査面積 (km <sup>2</sup> )	
北海道	上ノ国町	1.5	北海道	八雲町	4.0	北海道	種内市沖	400	北海道	二七二町	9	北海道	八雲町山崎	8	
青森県	青森市	3.0	青森県	鳥牧村	1.7	岩手県	雷代村・野田村	3		岩手県	岩内町沖	37	青森県	五所川原市金沢町	4
	横浜町	2.5		岩手県	洋野町		4.6	岩手県		洋野町沖	40	青森県		五所川原市龍ノ巻	1
岩手県	洋野町	1.5	秋田県	田子町	5.1	秋田県	秋田市・潟上市	6		岩手県	寿都町沖	88		岩手県	八戸市南郷区
秋田県	由利本荘市	3.0		秋田県	由利本荘市	4.0	秋田県	南部沖	580	青森県	八戸市	8	岩手県	奥州市	19
山形県	小国町	2.5		秋田県	大仙市	2.2		秋田県	北部沖	170	秋田県	能代市		2	岩手県
福島県	いわき市	5.5	秋田県	能代市	123.5	福島県	いわき市	7	福島県	南相馬市	21	兵庫県	豊岡市竹野町	2	
福井県	小浜市	1.0	秋田県	湯沢市	1.5		福島県	古賀町	7	石川県	輪島市		26	兵庫県	豊岡市但東町
山口県	萩市	1.0	千葉県	館山市	2.1		福島県	天栄村	2	静岡県	磐田市	10	静岡県	新温泉町	14
鹿児島県	阿久根市	2.0	千葉県	君津市	1.0	静岡県	南相馬市・飯沼村	3	愛媛県	八幡浜市	4	静岡県	牧之原市沖	48	
S道県10地区			山口県	阿武町・萩市	5.0	静岡県	御前崎港	130	高知県	室戸市	37	新潟県	新潟市沖	47	
			愛媛県	砥部町・内子町	2.1	兵庫県	神河町	4	福岡県	北九州市沖	240		新潟県	出雲市沖	52
			長崎県	西海市	410.2	鳥取県	中部沖	40	長崎県	新上五島町沖	158	新潟県	村上市沖	27	
			熊本県	芦北町	1.0	山口県	萩市	2	鹿児島県	薩摩川内市沖	177		8道県13地区		
			鹿児島県	指宿市	2.1	福岡県	北九州市	20	11道県14地区						
			10道県16地区			長崎県	五島市黄島沖	500							
						鹿児島県	長崎市北島町沖	7							
						鹿児島県	串木町港	20							
						11道県18地区									

※表中の色は、表-2の想定事業の区分と同じ。

定して環境調査を実施している（表-3）。ただし、本来、現地調査は、標準仕様で画一的に実施するのではなく、地域特性等に応じて調査の方法を決定すべきであり、標準仕様を補完するため、地域ヒアリング調査等を通じて、当該地区の現地調査として追加すべき項目や調査方法（調査時期、調査位置等）についても併せて調査することとしている。

#### 4. 全国の地域既存環境情報の収集、整備

環境影響評価において、調査・予測及び評価の手法を検討する際に必要となる地域特性の情報、いわゆる地域概況を取りまとめるに当たっては、自然的・社会的状況等について様々な情報を収集する必要がある。近年では、こうした情報は Web 上で入手できるケースが多くなってきているが、風力発電事業の環境影響評価において地域概況として把握しておくべき情報については、必ずしも入手が容易ではないものや一般に所在が知られていないものも多い。

こうした環境影響評価において必要な地域の環境情報の

多くは、事業実施区域との位置関係を確認するためにも地図上に図示する必要があることから、地理情報システム（GIS）上で一元的に閲覧することができれば、環境影響評価図書の作成期間の短縮が図られるのみでなく、事業の立地検討段階において保全すべき自然環境等の情報を予め把握し、事業計画に反映させるといった効果が期待される。

本事業では、このような観点で地域既存環境情報の収集、整備を進めており、環境アセスメント環境基礎情報データベースへの収録を進めている（表-4）。

環境影響評価において把握する必要がある地域特性の情報はこの他にも数多くあるが、既に Web-GIS 等で整理されている情報も多く、活用可能な情報源として「国土情報ウェブマッピングシステム」「生物多様性情報システム」「海洋台帳」などがあげられる。

本事業では、これまでに GIS 化されていない重要な環境情報の GIS 化に取り組むとともに、今後は、こうした他のサイトで整理されている情報についても、一元化して収録することを目指している。

■表-3 現地調査の項目

陸上風力発電事業を想定した地区の調査項目

水環境	水質	水の濁り
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
動物	重要な種及び注目すべき生息地	哺乳類
		鳥類
		希少猛禽類
		渡り鳥
		ガン、ハクチョウ類
		爬虫類・両生類
		魚類
		昆虫類
植物	重要な種及び重要な群落	底生動物
		植物相 植生
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場	

洋上風力発電事業を想定した地区の調査項目

動物	重要な種及び注目すべき生息地	鳥類 ・海生鳥類相 ・陸生鳥類相 ・海ワシ類
	海域に生息する動物	音響調査が可能な鯨類 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	

※地熱発電事業は陸上風力発電事業とほぼ同じ仕様で実施

■表-4 環境アセスメント環境基礎情報データベースに収録済及び収録予定の主な地域既存環境情報

既存の資料から新たに GIS 化した情報	収録済	レッドデータ土壤、日本の地形レッドデータ、近郊緑地保全地域、歴史的風土保存地区、地方公共団体の景観計画区域…他
	収録予定	コウモリ洞分布情報、ウミガメ産卵地分布状況、スナメリ分布情報、海鳥コロニー分布状況…他
既存データを調整して整備した情報	収録済	地形分類図、表層地質図、保安林、土砂災害危険箇所、イヌワシ・クマタカ2次メッシュ情報、オオワシ・オジロワシ2次メッシュ情報、生息地等保護区2次メッシュ情報、自然保全地域、IBA(Important Bird Areas)、KBA(Key Biodiversity Area)…他
	収録予定	海底地形、海底ケーブル・海底輸送管、重要海域…他

※「国土情報ウェブマッピングシステム」(国土交通省国土政策局国土情報課) <http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>  
 「生物多様性情報システム」(環境省自然環境局生物多様性センター) <http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html>  
 「海洋台帳」(海上保安庁海洋情報部) <http://www.kaiyoudaichou.go.jp/>

■図-2 地域既存環境情報の Web-GIS での表示例

猛禽類や渡り鳥の生息場所等のメッシュ情報 (例はマغانの越冬地)



重要野鳥生息地 (IBA) 生物多様性重要地域 (KBA) のエリア情報



※地図中の「i」のマークは、「情報整備モデル地区」の位置

ことはできない。一方で、本事業は環境影響評価の迅速化を目的としており、収集した情報は、風力発電等の事業者によって活用されることを目指しているため、情報整備モデル地区での事業化を検討したり環境影響評価手続に着手しようとする事業者に対し、事業化の検討に当たって重要な要素の一つである希少猛禽類の生息状況等の情報を適切に提供していく必要がある。

このため、情報整備モデル地区における重要種の生息状況等の秘匿情報は、事業者からの申請に基づいて環境省が審査を行い、申請者が必要とする地区の情報のみ提供することとした。ただし、本事業の趣旨から、情報整備モデル地区での事業化を検討する段階でも情報の活用を図ることが望ましいため、計画段階環境配慮書作成のために計画段階配慮事項を検討しようとする事業者には、重要種の分布をメッシュ化した情報を提供することとし、配慮書を作成し、届出した事業者には重要種の生息位置等の情報含め環境省が収集した当該地区に係る全ての情報を提供することとした。

## 5. 環境アセスメント環境基礎情報データベースにおける重要種の生息状況等の取扱い

情報整備モデル地区において実施した現地調査の結果には、希少猛禽類の生息情報等が含まれており、こうした情報は、重要種の保護の観点からデータベース上で公開する

## 6. おわりに

本事業は、貴協会の会員各社の多大な御協力を得て推進してきた。この場を借りて謝意を表したい。また、本事業の趣旨を御理解いただき、データベースの充実や有効活用に向け、御意見をお寄せいただければ幸いである。

# 座談会：環境情報データベース

## 出席者

日本大学生産工学部 准教授 長井 浩  
環境省総合環境政策局環境影響評価課 専門官 會田 義明  
環境省総合環境政策局環境影響評価課 主査 後藤 和也  
(株) エックス都市研究所サステナビリティ・デザイン事業本部 新事業創出チーム リーダー 山崎 智雄  
アジア航測 (株) 環境部 環境デザイン課 課長 廣永 茂雄

## 司会

JEAS ニュース編集委員会 副委員長 細川 岳洋

## 1. 環境影響評価における環境情報の重要性について

**細川**：環境情報の整備は不十分な部分もあると感じているが、現状はどうか。

**長井**：環境アセスメントが実施されている道路や発電所など事業の大部分は、里山、郊外等で行われる。一方、陸上風力発電は、山地や山稜線が風況の適地になる場合が多く、そういった場所に大規模な風力発電施設が建設されている現状がある。暗騒音や風車の騒音データが集まる中で、個々の事業者は既存の民家との位置関係などを考えながら風力発電所の適地を検討しているが、コンペティターがいるので風力発電所の立地を検討していることを公表したがない。個々の事業者ができることは限られているので、欧州の洋上風力のように国が中心となり風力発電の可能なエリアを設定して環境情報を提供すると、風力発電の導入が進んでいくと思う。

**廣永**：国土数値情報や生物多様性センターのデータなど、国による情報整備は急速に進んできており、また、GISですぐに使える形で提供されている。また、WebGISによる情報発信も進んできている。一方で、自治体による環境情報の整備は、初期費用や維持運用費もかかるため、もう少し時間がかかると思う。

**山崎**：モデル事業で収集整理されたデータが実際に環境アセスメントに使われているというより、配慮書の前段階で事業者がデータを見て事業を回避するという場面も多いと思う。風力事業者にとっては風況が一番重要で、風況が良いところでは何がなんでも事業化したいと思うことがあるが、モデル事業で事前に環境情報が提供されることで事業の検討段階で環境配慮が進んでいくと思う。

**細川**：事業が回避された効果は目に見えにくく評価が難しい面もある。

**後藤**：その点は、事業者が、計画段階配慮事項を検討する中で、この地域には希少な生物がいるので配慮したという

ことを配慮書において説明する、あるいは、配慮書以降の絞込みの過程で、希少な生物に配慮して回避や低減したということの方法書以降の図書で説明することにより、事前の環境情報の提供による環境配慮への効果が分かると思う。まだ、配慮書の事例が少ないので、今後良い事例が出てくることを期待している。

**細川**：海洋での環境情報の整備はどうか。

**會田**：海上保安庁が整備している「海洋台帳」では、漁業権などの海洋の情報が幅広く整備され、Web-GISで提供されている。現時点で得られるさまざまな環境情報は、幅広く環境アセスメント環境基礎情報データベースに収録したいと考えているが、情報更新やデータ管理等の観点から、所管する省庁との調整が難しい面もある。なお、各省庁で整備が進められている情報は、将来的に一元化していくという構想が政府で進められている。

**山崎**：海域は、そもそもあまり情報が少ない、という面もある。配慮書段階で海域の環境情報でA地点とB地点の比較検討ができるかというところも難しいところもある。事業者が送電コストの面で選ぶこともあるだろう。

**會田**：海域は、陸域と比較して動植物に関する情報が少ない。海洋生物に関する情報が充実し、事前に影響が回避できれば、より効果的であると思う。

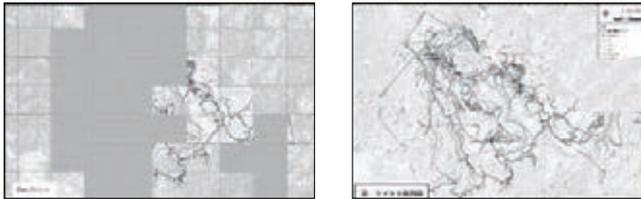
**長井**：海外では、国が開発エリアを決めて環境調査を行ってから事業者を募集しているが、日本は事業者が開発エリアを選定して環境調査を行っているのが現状である。

**會田**：わが国でもゾーニングの考え方が有効と考えており、たとえば港湾区域や農業振興地域では、協議会を設置して再生可能エネルギーの導入地域を設定する制度が導入され、進められつつある。

## 2. 希少種などの生息・生育情報の取扱いについて

**會田**：現在、環境省が公開しているイヌワシ・クマタカ情報は二次メッシュ（10km × 10km）で提供しているが、情報整備モデル事業で実施した地域固有環境情報調査の結

## ■図-1 生データ、1km メッシュデータの提供イメージ



<1kmメッシュデータのイメージ>

<生データのイメージ>

出典：「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」の公開について（お知らせ）、環境省、2014年5月27日

果は、事業者の立地検討の段階で活用してもらう必要があり、二次メッシュでは不十分である。このため、モデル事業では、事業者からモデル地区を対象に配慮書を作成したいという申請があれば、非公開情報を1kmメッシュで提供し、配慮書を届出した事業者から申請があれば、すべての調査結果を提供する仕組みとしている。非公開情報は慎重に管理しなければならないが、一方、本事業で得られた情報が活用されなくては意味がない（図-1参照）。

**細川：**自然環境の情報は更新していくのが難しい。

**後藤：**これまでアセス支援ネットで、過去の環境影響評価図書に記載されている動植物の情報をリスト化し、データベース化を進めており、現在、それらの情報を地図上にまとめているところである。これを公開することで、過去にここに希少種がいたので事業を避けようとか、自治体が審査する際に利用できる情報となればと考えている。一方で、どこまでの古いデータが環境アセスメント等に有効なのかを判断するのは難しく、課題だと思う。

**長井：**資源エネルギー庁では風力発電の迅速化導入で、環境影響評価手続と同時に猛禽類の2シーズンの調査を進めていくようだが、環境省が提供する詳細な1kmメッシュのデータとの関係が課題になる。

**會田：**経済産業省の事業は、事業者が環境影響評価手続に着手する際に、現況調査や手続に係る費用の1/2を補助する仕組みである。この事業の現況調査結果も環境省のデータベースに収録することとなっている。

**山崎：**情報の「質」を維持していくのが重要である。情報の「質」の判断は、事業者あるいはコンサルタントがしっかりしないとイケない。自然保護派の方からは、過去に生息していたから大事にしてほしいという意見もあるが、一方で温暖化防止のために事業が必要だという意見もある。

**廣永：**多くの情報があると、どの情報が正解か分からないことがある。古くても正しい情報もある。環境アセスメントでは専門家や審査会に助言や審査を得る機会があるので、そこで「質」を判断してもらうことも重要。



**會田：**洋上のモデル地区の調査結果は、漁業資源の管理等の観点から非公開とする必要が生じる場面が出てくるかもしれないが、一方で、海棲哺乳類の情報については、専門家から、共有することが重要であり公開すべきという意見をいただいている。

### 3. 環境影響評価図書の情報公開について

**細川：**縦覧期間後の環境影響評価図書の公開は、複数の自治体で行われている。

**後藤：**法改正に伴い環境影響評価図書をインターネットに公表することが求められることとなり、住民の方にも情報がこれまでより入手しやすくなるとともに、意見も言いやすい環境となった。確かに一部の図書は印刷やダウンロードができないようだが、より多くの方から意見を聴取するという点で印刷等ができることが望ましい。

**長井：**事業者は評価書を自らの著作物と考えている。しかし、評価書は環境影響の程度を証明するものでもあるので、長期にわたって公開と閲覧を行うべきである。

**後藤：**環境省では2012年3月に「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」を示している。この中では、環境影響評価手続が終了するまで図書を公開することや、工事中においても評価書が公開されていることが望ましいとしている。長期間評価書を公開することは、事業者側にも色々事情があつて難しい場合もあると思うが、工事が評価書の内容に沿って適切に行われていることなどを確認し、また、そのことを事業者側が対外的に説明するためにも、工事終了まで公開されることが望ましい。

**山崎：**5年後や10年後に間違いを指摘されたり質問されたりするのを事業者は嫌がる。事業者側でも人事異動して担当がいなくてもあるので対応が難しいこともある。

**細川：**とはいえ、環境保全措置は公開してもらいたい。仮に、環境保全措置が失敗したとしても、それが公開されていることで、その後の他事業に活かされていく。成功すればPRすれば良い。



**後藤**：法改正に伴い事後調査報告書が公開されるようになるので、今後は保全措置の効果も明らかにされる。

**廣永**：細かいところも含めて情報公開をしていけば、住民の情報リテラシーが上がっていくと思う。

**山崎**：マニュアル等ができて環境調査の手法が確立されれば、調査自体はだれが行っても同じ結果となる。そういう意味では、調査結果に関しては、事業者の著作権がどうこうといった議論は少なくなる。そうなれば調査結果の部分だけでも情報公開されやすくなるのではないかと。

**會田**：個人的な考えであるが広いメッシュであれば情報を公開しても良いと思う。たとえば 10km であればイヌワシの生息を示しても良いというガイドラインができれば、これまでの環境アセスメントの調査結果を一元化して一般に公開し、さまざまな場面で活用できるだろう。また、それによって事業者が事業を回避することもありうる。

**長井**：使用目的により提供情報も変わり、2 次メッシュや 1km メッシュ、ポイントデータ、すべて公開しても良いとはならない。希少種を守るためには情報提供する場合も条件が必要である。

**會田**：モデル事業の調査結果のうちの非公開情報は、すべての申請者に対して提供するわけにはいかないため、配慮書を届出した事業者なら情報の取扱いに責任を持ってもらえると判断した。事業者は不都合な情報を隠したがる傾向があるが、正直に公開する方が住民等から信頼を得られやすい面もある。コンサルタントが、情報を出さないことのリスクを事業者に説明することも重要である。なお、海外では、希少種の情報を公開して、みんなで監視しているところもある。

**廣永**：事業者が情報提供を行った場合に、その行為を評価する仕組みも必要ではないか。

**山崎**：情報提供に応じて見返りがある仕組みがあると良い。たとえば、蝶の保全の世界では、貴重な蝶のデータを提供し合うことにより、重要な蝶の分布が分かるデータベースが自然とできていく仕組みがある、といったことを聞いた

ことがある。自分が情報を提供することで他の情報も入手できる、といった仕組みが構築できると良い。環境省の事業でもそれを狙っている面があるが、事業者としては、自分が情報提供しなくても有益な情報が得られるということもあるので容易ではない。

#### 4. 風力発電事業に係る戦略的環境アセスメント

**長井**：温室効果ガスに関して、EU が各国に削減目標を求めており、各国政府が削減目標に応じて風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの戦略的環境アセスメントが行われている。わが国でも、再生可能エネルギーの導入目標が自治体にあると、地域活性化も含めて、事業者が行う風力発電などに自治体が協力するようになる。

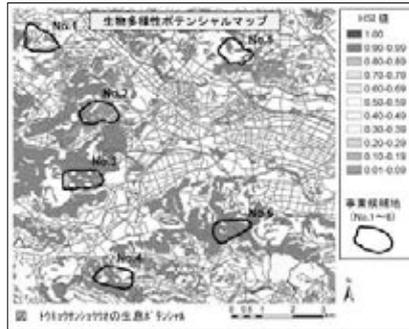
**會田**：たとえばドイツでは再生可能エネルギーの導入目標があり、目標達成のために必要な面積が示されている。一方で、鳥類等のさまざまな保護対象の生息状況がランク付けされたアボイドマップがある。保護対象の地区をすべて除外すると導入目標に必要な面積を確保できないため、どのエリアなら風力発電施設の建設を許容できるのかを検討する仕組みがある。わが国では、保護しなければならない自然公園や保安林等の区域はある程度明確になっているが、それ以外の地域で事業を行う場合は、事業者がアセスメントの手続きを通じて自ら説明しなければならない。ドイツのように、政府が再生可能エネルギーの導入と自然環境の保護の全体のバランスをコーディネートし、ゾーニングできれば理想的である。

**細川**：環境アセスメントでの説明会は事業者が内容を説明するだけということが多い。事業の是非も含め、早い段階で地域住民と一緒に考えていく仕組みも必要である。

**長井**：配慮書では、事業選定のプロセスを記載し、その説明を求めているが、住民説明会では事業選定のプロセスを説明している場面が少ない。

**會田**：環境アセスメントは合意形成の場でもある。公共事業では PI のような仕組みもあるが、計画段階環境配慮書

■図-2 生物多様性ポテンシャルマップの例



出典：環境影響評価が必要とされる生物多様性ポテンシャルマップの実践的調査研究 その2 報告書、2014年5月、(一社)日本環境アセスメント協会

手続を活用し、早期の段階で事業をよりよくするための意見を幅広く集めることが望ましい。

## 5. 将来の環境情報について

**細川：**最新技術を利用した環境情報はどうなるか。

**廣永：**分かりやすさ、可視化がポイントになる。

**山崎：**環境アセスメントについては、配慮書段階では、広くて浅い情報でポイントを押さえることが重要である。配慮書段階でも事業計画の良否について分かる情報があると良いのだが、配慮書段階では、限られたデータで判断しなければならないリスクがある。

**細川：**そのリスクを回避するために地域の専門家からの助言が求められているが、限界もある。

**會田：**中央環境審議会でも動植物の分布等のデータは全国的に整備すべきと提言されており、こうした情報が整備されれば配慮書段階で活用することが期待できる。しかし、現状では事業者自らが調査した結果を説明するので、その結果が信頼できるのか、ということからコミュニケーションを始めなければならない。将来的には集積された動植物の生息情報を関係者が共有し、事業計画の段階で適切な配慮がなされるのが望ましい。

**山崎：**鳥類の飛翔の把握には、レーダーやカメラを使う方が将来的には安くて確実になるのではないか。猛禽類の同定者も限られていく中で、新しい技術開発も必要であろう。

**会場から：**協会では、生物ポテンシャルマップを作っている(図-2参照)。環境データと生物分布データを重ねることで、生物の生息可能性を把握できる。これは配慮書にも使えると思うが使用例を聞かない。

**廣永：**生物のポテンシャルマップは、環境省の「計画段階配慮書手続に係る技術ガイド」でも紹介されており今後は一般的な手法となっていくと思われる。事業者が一方的に作ったポテンシャルマップは、住民や専門家が納得しない場合も考えられるが、マップを作成すること自体は良いことなので、その結果を地域の専門家などで適切に評価する

仕組みが必要である。

**会場から：**たとえば、風況と生物ポテンシャルマップを重ねれば、事業適地が見えてくる。国や自治体ができるような事業適地を示すと、事業ができる場所が限られてくる。

**會田：**モデル事業では、風況や自治体ニーズを踏まえてモデル地域を選定しているが、たとえば、送電線の位置、施工性、地権者の状況など、事業者が立地の検討に当たって必要な情報をすべて調査しているわけではない。また、それぞれのモデル地区で、猛禽類の保護、稜線の景観保全など、地域によって優先すべき環境要素や住民の思いも異なる。それぞれのモデル地区に応じて環境影響のリスクを減らせるように、事業者情報提供していきたい。

**細川：**今後の環境情報はどう変わっていくか。

**廣永：**環境情報は、今後10年で量も質も大きく変わり、より身近なものになるだろう。10年後には、GISアセス書とか、「今、猛禽類がきました」みたいなリアルタイムアセス書ができるかもしれない。環境アセスの目的はコミュニケーションでありSNSと主旨は一緒である。

**山崎：**将来はGIS上で情報も自動更新されていくだろう。たとえば、渡り鳥などをGPSや衛星で捉え、渡り鳥が来たので風車を止める、ということも可能かもしれない。

**廣永：**将来、大規模な環境アセスメントがなくなり、ミニアセスが主体になる。スマートフォンで空間線量や騒音などを把握することもできるので、身近な情報で集めて環境アセスメントを行うことになるかもしれない。

## 6. おわりに

**長井：**コンサルタントから事業者情報公開の重要性を説明していただきたい。地域の資源を使ってエネルギーを生み出しているのだから、風車が故障したとか、事故があったとか、そういった情報も含め、事業者が情報を公開する必要がある。情報を公開することによって地域が良くなっていくということを事業者に伝えてもらいたい。

(編集委員：荒尾章子/岡山嘉宏/合田賢彦/細川岳洋)

# 事例紹介／自治体における取り組み 北海道環境データベースについて

取材協力：北海道環境生活部環境局環境推進課 環境影響評価グループ 主査 柏崎 昭  
生物多様性保全課 生物多様性戦略グループ 主査 石井弘之

## 1. はじめに

現在、環境省は風力発電事業を対象とした環境情報データベースの整備を推進しているが、事業の特殊性から事業者が事業化や計画を積極的に進めているのは東北・北海道地域が圧倒的に多い。

また、北海道においては「北海道環境データベース」として、先駆的に環境影響評価手続きに有用な環境情報を公開するシステムを構築・運用している。現在のところまだ試用段階で一部公開情報に制限があるとのことだが、システム構築に至る経緯や目的、現在の運用状況や課題、今後の展望について、北海道環境生活部環境局のご担当者にお話をうかがった。

## 2. 環境データベース整備に至る経緯と目的

データベース整備を行うに至った経緯についてお聞かせください。

「このシステムを構築したのは2011年で、公開したのは2013年です。当時、北海道では現在の環境影響評価法の配慮書とは別に、独自に戦略的環境アセスメント（SEA）制度導入の検討をしており、この中で環境情報公開の必要性に関する議論がありました。こうした議論を受け、緊急雇用創出事業の制度を利用して希少種のほかブルーリスト<sup>注</sup>対象種や普通種の情報も含めて環境情報の整備を行いました。」  
システム構築の目的はどのようなものだったのでしょうか？

「戦略的環境アセスメントの手続きの中で作成する配慮書の多くは既存情報を活用することになりますので、既存情報の収集整理を支援し、効率的な手続きの促進を目的として構築しました。」

システム構築にあたり、整理した情報にはどのようなものがあつたのでしょうか？

「北海道のレッドデータブックは2001年に作成していますが、それらの元になった各種の環境調査で得られた情報は、「北海道環境科学センター」（現在の地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター）に集約して蓄積されてきました。これらの情報をベースに博物館、学会誌、また地元の生物系の愛好会が発行している会誌等から情報を拾い出して整理しました。著作権の取扱いや

データの信頼性確保等の問題があるため、環境アセスメントで実施された環境調査結果の使用は一部にとどめています。」

## 3. 環境データベースの現在の運用状況

現在、試用段階とのことですが、詳しい運用状況をお聞かせください。

「データベースのシステムとしては、さまざまな公開方法に対応できるよう整備していますが、公開ルールに関しては現在検討中のため、環境アセスメントに有用な重要種の位置情報については公開していません。そのため、これまでのアクセス数も今まで2,000件程度で、大きな反響や意見照会等は現在のところあまりありません。ホームページ上で積極的にアクセスを促すような位置に掲載していないのも、アクセスが少ない一因かもしれません。」

## 4. 環境情報を公開する際の課題について

公開ルールに関して検討中とのことですが、これまでの具体的な検討内容をお聞かせください。

「昨年（2013年）、環境データベース上での重要種の位置情報の公開に関する検討を行いました。私たち事務局としてはレッドデータブックのランクに対応した公開ルールの素案を提示しました。国のランクでたとえれば、VUは二次メッシュ、NTは三次メッシュで公開といった具合です。」

「素案を基に検討を行った希少種の専門家による委員会では『公開情報は種別に検討する必要がある、ランクごとに一律のルールで公開するのは無理がある。』という結論



取材時の様子（左：石井氏、中：柏崎氏）

になりました。公開の原則として、開示の対象は開発事業者に限定せず、一般の方々にも閲覧可能なものを考えていますが、いったんネット上で公開されると一般の方々が事業者と同じ条件でデータにアクセス可能であるため、乱獲や盗掘の懸念が払拭できず、しかも種によって事情がさまざまだということがその理由です。」

重要種の取扱いについては、対応が難しく大きな課題であろうことは想像できます。そのほか環境情報を公開する場合の課題等あればお聞かせください。

「まず考えられるのは、データの信頼性をいかに確保するかということです。データベースは多くの情報を取り込んで充実させる必要がありますが、一方でさまざまな情報源から収集した情報を機械的に処理していると、本来北海道にはいないとされている動植物種がデータベース上では掲載されているということになりかねないので、こうしたチェック体制を強化することは今後の大きな課題です。」  
データベース内の情報更新は定期的に行われているのでしょうか？

「対象生物の確認データが古い場合、データの鮮度や更新の課題も指摘されることがあります。しかし、これについては広大な北海道の各地で確認された大量のデータを追跡し、かつ新しいデータの更新を行っていくことは、気の遠くなるような手間と費用がかかるため現実的ではありません。あくまで『過去に生息していた。』『現在も生息している可能性がある。』といった位置づけでの公開とするのはやむを得ないところです。

データベースの内容を更新できる機能はありますが、さきほどお話ししたとおりの事情があり、細かなデータを逐次更新することはしていません。ただ、不定期ですが、まとめて新たなデータを追加することはあります。現在のレッドデータブックが2001年度版なので、見直し時期にきています。このタイミングに合わせてデータベースの更新も行う予定です。」

## 5. 今後の展望等

現在注目を集めている風力発電事業について、過去に他県で猛禽類の生息地や飛翔経路等を表示して環境配慮が必要なエリアとしての「アポイドマップ」と呼ばれるものを作成、公開していますが、北海道ではそのようなものを作成しているのでしょうか？

「道の内部資料として法規制や自然公園区域等の情報を重ね合わせた資料は試作していますが、公開はしていません。その理由は、見方を変えれば法的規制の網や一定の種の分布域がかからない空白の区域なら開発して良いと受け

取られることを危惧しています。そのような区域であっても、そもそも単にデータがないだけで、実際にはそれらの種の生息・生育がある環境、他の重要種の分布がある環境、地域の人々に大切にされている環境などが多くあり、誤解が生じるのを避けるためです。」

環境データベース整備の今後の展望があればお聞かせください。

「種ごとであっても公開のルールが確定すれば、順次公開することを検討していく予定です。これら検討を種ごとに実施するとなると膨大な作業となりますが、レッドリストの見直しに合わせて検討するなど、効率よく進められればと考えています。」

最後になりますが、私ども協会や環境コンサルタントへの要望、期待等があればお聞かせください。

「現在、多くの環境アセスメント図書の審査を行っていますが、持ち込まれる図書の中には内容が粗雑なものや誤りの多いものも見受けられます。言うまでもないことですが、アセスを請け負う環境コンサルタントの方々は、図書作成にあたっては、掲載データの分析や予測・評価の客観性と科学性の確保を通じたアセスの信頼性の向上に、より強い責任意識とプライドを持って業務にあたっていると嬉しいです。」

本日は、ご多忙のところ貴重なお話をありがとうございました。

## 6. おわりに

Web上で重要種の位置情報を公開するにあたり、北海道では専門家を交えて検討をしているが、お聞きした課題は国や他の自治体でも共通なテーマであり、今後いかなるルールを構築して公開していくかは大変興味深く、今後もその動向に注目していきたい。

また環境データベースは、事業者にとっては計画段階で環境配慮を検討するための重要な情報であり、以降の手続きを迅速に進めるための大きなツールになるのはもちろんのこと、一般の人々にとっても環境意識の啓発の一助ともなり得る。

将来的に全国レベルでさまざまな主体の立場を考慮した公開ルールが確立され、各種開発事業の環境影響が事前に回避しやすい社会システムが確立されるのは、そう遠い未来ではないかもしれない。そうした期待と予感を抱くことができる取材であった。

(編集委員：中村 健／安齋和彦)

注) ブルーリスト：希少野生生物のリストが「レッドリスト」とされていることに対して、ブルー（青色）とレッド（赤色）を対照的に捉え、外来種のリストを「ブルーリスト」と命名。



## 環境アセスメント法制化事始め

久留米大学大学院比較文化研究科 教授  
久留米大学経済社会研究所長  
藤田八暉

## はじめに

この原稿をお盆に書き始めたからという訳ではないが、わが国に環境影響評価の法制度を導入するために尽力された先達の多くが物故者となられており、今や環境影響評価の法制化を最初に手掛けた当時の経緯を知る者は筆者の他に殆どいないことに思い至った。

筆者が環境影響評価の制度化に携わることになったのは、昭和49(1974)年7月に当時の環境庁企画調整局に環境管理課が設置され、環境影響評価に関することが所掌事務に加わり、法令担当の係長に任命されたときからである。辞令を持って当時の城戸企画調整局長に挨拶に伺うと、環境アセスメントの法制化が緊要の課題であるから頑張るやうにと言われた。

それから筆者自身は昭和56年に「環境影響評価法案」の国会提出に至るまで、専任と併任の期間を合わせて約6年間をまさに全力で心身を磨り減らしながら猪突猛進した。その苦難の道程は筆舌に尽くしがたい険しいものであった。この過程であった各省庁等との交渉の経緯を具体的に書き記すことは差し障りがあると懸念し、これまで文章に認めたことはなかった。しかし筆者も60代の終わりに近づきつつある今、当時の記憶もかなり断片的になってきていて不明確なところもあろうと懸念するけれども、思い出さずのままに環境アセスメントの法制化の事始めについて書き記してみようと思う。

環境アセスメント協会が設立された当時のことをつい先日のように思い出すが、協会誌の発行が今号で144号を数えるまでに発展してきているのは真に喜ばしいかぎりである。

## 1. 米国「国家環境政策法」の制定

環境アセスメントの制度化について述べるについては、まずは米国が環境アセスメント制度を法制度として世界で初めて導入したことから始める必要がある。

わが国は、高度経済成長期において激甚な産業公害、自然破壊問題を起こしたことから、その対応が社会的に強く求められていたときに、米国は、1969年(昭和44年)に、「アメリカ合衆国国家環境政策法(NEPA: National Environment Policy Act)」を制定し、1970年1月1日より施行した。このNEPAに基づく環境アセスメント制度は、わが国に大きな影響を及ぼすとともに、ヨーロッパやアジア諸国における環境アセスメント制度導入へと波及していった。

わが国の環境アセスメント制度の在り方を検討するに

際して、まずは米国の「国家環境政策法(NEPA)」に基づく環境アセスメント(EIA: Environmental Impact Assessment)制度の仕組み、運用を調べることから始めたのである。

## 2. 環境アセスメントの実施の閣議了解等

開発事業で環境が破壊され、工場の立地で公害が発生した後で、その対策をしても手遅れであるとの反省に立って、事前に環境保全対策を講じなければいけないという考え方が培われてきた。昭和47(1972)年6月にスウェーデン・ストックホルムで国連人間環境会議が開催され、大石環境庁長官が政府を代表して演説を行う中で、環境アセスメント制度の導入を言明した。この政府代表演説を行うに際して、「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解が行われた。その内容は、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対して「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」をとるよう事業実施者を指導することとしたものである。また、地方公共団体に対して国に準じて所要の措置を講じるよう要請したものである。

この閣議了解をしたときの事業官庁の対応について、その起案を担当した係長から業務を引き継ぐ際に聞いたところによれば、事務的に議論なく決裁されたということであった。

筆者はその後、環境影響評価の制度化に向けて、各省庁と協議をするときに、その必要性に議論が及ぶと徐ろに取り出したのがこの閣議了解であり、まさに水戸黄門の印籠の役目を果たした有難いものであった。この閣議了解を嚆矢として、環境影響評価の考え方の重要性が認識され、各種の制度化が進められた。

また、昭和47年7月24日に判示された四日市公害訴訟の判決理由において、事前に環境に与える影響を総合的に調査研究し、その結果を判断して立地する注意義務がある旨が述べられ、その欠如をもって被告企業の立地上の過失があるとされた。この判決は、開発事業の実施に際して環境アセスメントの実施の必要性を判例上明確にしたものとして位置づけられており、環境アセスメントの実施が必要であることを関係者に強く認識させ、非常に大きな影響を与えたといえる。

その後、「港湾法」や「公有水面埋立法」の改正(昭和48年)等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価すること

となった。また、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」（同48年制定、同53年に「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。筆者は、これらの法改正に伴う政省令の制定の協議時から環境庁の協議窓口として担当したが、これら個別法による環境アセスメントを実施することを通じて、環境アセスメントの実施の重要性を立証するとともに、環境影響評価の制度化のベースとなったといえる。

一方、関係省庁においては自らの所管事業での独自の環境影響評価の実施の取り組みを本格化させ、発電所の立地（同52年、通商産業省省議決定）、建設省所管事業（同53年建設省通達）、整備五新幹線（同54年、運輸省通達）等、行政指導等の形で環境影響評価が行われることとなった。

### 3. 環境影響評価制度のあり方の検討

環境庁は、これまでの激甚な公害に対する事後対策に迫られてきた反省から、環境汚染の未然防止へと政策を展開する切り札として環境アセスメントを本格的に実施することの方針を打ち出し、「はじめに」のところで書いたように、昭和49年7月に環境管理課を設置し、環境影響評価の制度化に乗り出した。

筆者は担当者として環境影響評価の制度化を進めるに当たり、これまで公害関係法は地方公共団体が先導し、国がそれを後追いで整備する形であったが、環境影響評価の制度化については、国が法律を先行して制定することにしようと考えた。

環境影響評価の法制化の検討を始めるに当たり、環境影響評価法制のフレームワークを如何に組み立てるのかについて、まずは先学の学識経験者に教を乞おうということで、環境行政法など関連分野を専攻されている先生方に無理なお願いをし、多くの知恵を授けていただいた。個々にお名前を挙げることは控えさせていただくが本当に有り難かった。

環境影響評価の法制化の骨格を検討した中で、特に大きな判断を要した事項の幾つかを挙げておきたい。まずは、環境影響評価の実施主体は誰にするかについてである。これは、実施時期を如何にするかとも関係することから多面的に検討したが、実施主体は事業の実施者とする事とした。なお、港湾計画等の計画段階のものについては、当該計画の策定者とする事とした。

このことから、事業の実施者が、当該事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果を公表し、それに対する住民等の意見を聴く手続等を行うこととする、事業者のセルフ

コントロールの考え方を基礎とした。しかしながら、事業者のセルフコントロールのみでは、環境の保全上の支障を招くおそれのある事業計画が策定されてしまうケースも生じうるため、国としても環境の保全上の支障が生じないことを確保する手段を用意する必要があることから、対象事業の実施に係る許認可等の審査に際し、行政として環境影響評価の結果を審査し、その結果を当該許認可等に反映させることとする「横断条項」を規定することとした。

次に、法制度の対象とする環境アセスメントの実施時期についてである。環境アセスメントは、その実施時期が政策段階やプロジェクト計画段階等早ければ早いほど好ましいであろうし、NEPAの環境アセスメント制度はそのように構成されている。しかし、そのNEPAも当時は未だ事業実施段階の規則が整備されていただけであった。このようなことから、まずは事業実施段階を対象とすることとし、港湾計画や地域開発計画を計画段階のものとして別立てする案でいくこととした。

環境アセスメントの技術手法の面については、昭和49年6月27日に出された中央公害対策審議会防止計画部会環境影響評価小委員会の「環境影響評価の運用上の指針について（中間報告）」を基にすることとした。

こうして環境影響評価の法制度の骨格の考え方がある程度固まったところで、中央公害対策審議会環境影響評価制度のあり方について本格的な審議をいただくべく歩を進めることにした。

その審議をいただくベースとなるものとして、昭和50年12月22日に、中央公害対策審議会防止計画部会環境影響評価制度専門委員会が「環境影響評価制度のあり方について（検討結果のまとめ）」をまとめられた。これを受けて、翌12月23日に、環境庁長官から中央公害対策審議会に対し「環境影響評価制度のあり方について」を諮問し、その後、前記「検討結果のまとめ」を基に、同日発足した同審議会環境影響評価部会において各方面の意見、知見等を聴く等の検討を進めたのである。

### 4. 初の環境影響評価法案要綱の作成

中央公害対策審議会環境影響評価部会における審議の状況を見ながら、筆者は環境影響評価法案の骨子の作成作業を進めた。内閣法制局に予備審査をお願いして担当の参事官に説明したところ、これは大変な法案で審査は簡単ではないですよと宣告された。

環境影響評価法案は、事業の実施者が、当該事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果を公表し、住民や関係行政機関の意見を聴くなどの手続等を義務付ける内容であ

り、本邦初演のものだから慎重に審査する必要があると言われたのである。

最初に、環境影響評価法案とあるが、環境影響評価という用語が如何なることをいうのかが社会通念上明確であり、一般に定着しているということを明らかにしなさいと入口のところから吟味された。

また、同法案で使用する用語について閣法（内閣法制局が審査した法律）で先例があるか調べるように言われた。今はパソコンの検索で容易な作業であるが、その当時は関係する法律を調べ上げなければいけないので事務的には大変な作業であった。

こうして内閣法制局の担当参事官の法案の予備審査がスタートした。

そのときの環境庁長官は小沢辰男大臣で、環境影響評価法案をこの国会に提出するとの方針の下に作業を急いだ。国会の予算委員会での質問に対し、大臣は環境影響評価の法制化をする旨の答弁を行った。余談であるが、予算委員会の答弁については関係する省庁との協議をし、大蔵省と最終的な協議をしなければいけないが、協議において大臣の答弁で『法制化する』と言うことについて調整がつかず、大臣には『制度化する』との答弁書を用意して、その事情を説明したところ、大臣は予算委員会で『法制化する』と答弁された。このため事務的には一悶着あったけれども、以後は『法制化する』と答弁することで調整がついた。

内閣法制局の予備審査をどうにか終えて、「環境影響評価法案」を関係省庁に提示したのは昭和51年3月末であった。この法案の要綱についての記事が、同年4月3日の朝日新聞1面トップに大きく報じられた。朝日新聞の大スクープとされたものである。この法案要綱は、その後の環境影響評価法案の原型となるものであるが、今ではその存在が殆ど知られていないのではないと思われる。この法案要綱自体は手許にないので、朝日新聞の記事を参照いただきたいと思います。

しかし、法案協議は思うように進展せず、大臣から対処方針を下問され検討した結果、次の国会を目指すこととなった。

## 5. 環境影響評価法案の各省庁との協議難航

環境影響評価法案の各省庁との協議は難航を極めたが、怯むことなくその後毎年延々と法案を一部修正する調整をしながら続けた。

環境影響評価法案では、対象とする事業を法律に列挙したが、事業官庁からは何故所管の事業が対象となるのかについての熾烈な議論が続いた。次いで、事業者に環境影響

の調査、予測及び評価、公衆への閲覧、意見聴取などの手続きを義務付けることについての妥当性、情報の公開の問題など、条文の一言一句について実務的な面を含めて詳細な議論が際限なく続けられた。

事業官庁からは、このような内容の法律ができると事業が実施できなくなるのではないかとの懸念から物凄い抵抗があったのである。その当時においては、「行政手続法」の制定は当時の行政管理庁において検討はされていたが法案が提出されるには至っておらず、「情報公開法」は検討すらされていなかったという時代背景もあった。

環境庁としては、法案の基本フレームは堅持しながら成案を得るべく各省庁と精力的に協議を進めた。その過程で複数の事業官庁から法案協議に絡めて幾つかの難題が持ち出された。それは企画調整局長とT省及びK省の局長との其々差しの交渉の場でその官庁の思惑から出された話であった。筆者は局長のお供ということで大抵はこうした場に同席していたことから、こうしたトップシークレットについて直接、間接に承知していたが、その内容は今日でも具体的に書くことは控えたい。

環境庁としては、そうした難題への対処を抱えながらも、環境影響評価法案は最重要事項であるとして、何としても法案をまとめることの方針の基に邁進した。

## 6. 川崎市環境影響評価条例等の制定

環境影響評価の制度化については、先にも書いたように国が法律を先行して制定する形で行こうと考えていたが、法案協議が難航しなかなか纏まらないという状況から、先進的な地方公共団体が条例を制定するならそれも良いと考えられるようになった。

そうしたときに、川崎市から知人を介して環境アセスメントの制度化のことで内密の相談をしたいという話があった。川崎市の最高幹部から、本市では高度経済成長期の地域開発に伴う激甚な公害問題で住民の強い反対運動が起こり、その対応のため厳しい公害防止条例を制定し対策を進めているが、新たな産業立地の問題に対処するため環境アセスメントの制度化を検討しようと思うので協力していただけかということであった。そこで、本務との関係で公的に協力することは難しいので、勤務時間外に個人的に助力しましょうということにした。条例を制定するという市長を始めとする最高幹部の強い意思と、条例案作成の担当部長の優れたコーディネート能力、加えて選抜された担当職員の高い意識によって短期間で条例案を纏める事ができた。

川崎市は、昭和51年10月に全国に先駆けて「川崎市





## ■日本の環境アセスメント史

年	主な動き
1969 昭和 44	国家環境政策法（米国）制定（12月）
1970 45	公害対策基本法改正（12月）
1971 46	環境庁発足（7月）
1972 47	各種公共事業に係る環境保全対策について（閣議了解）（6月）、環境庁発足（7月）、四日市公害訴訟判決（7月）
1973 48	港湾法（7月）、公有水面埋立法（9月）、工場立地法等の一部改正自然環境保全基本方針（閣議決定）（10月）
1974 49	環境省組織令改正（環境影響評価を所管事務として明記）（7月）
1975 50	「環境影響評価のあり方について」中央公害対策審議会諮問（環境庁長官）（12月）
1976 51	環境庁「むつ小川原総合開発計画第二次基本計画に係る環境影響評価の実施についての指針」指示（9月）
1977 52	農村地域工業導入実施計画に係る環境影響調査検討に関する実施指針について（5月）、発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について（通産省省議決定）（7月）、環境庁「児島・坂出ルート本州四国連絡橋事業の実施に係る環境影響評価基本方針」提示（7月）、運輸省及び建設省「本州四国連絡橋（児島・坂出ルート）に係る環境影響評価技術指針及び実施細目」提示（9月）

年	主な動き
1978 53	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方法について（建設事務次官通達）（7月）
1979 54	整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について（運輸大臣通達）（1月）、発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の実施について（通産省資源エネルギー庁長官通達）（6月）、中央公害対策審議会「環境影響評価制度のあり方について」答申（4月）
1980 55	「環境影響評価法案関係閣僚会議」及び「関係省庁局長会議」設置（3月）
1981 56	環境影響評価法案国会提出（4月）
1983 58	環境影響評価法案廃案（11月）
1984 59	環境影響評価の実施について（閣議決定）（8月）
1992 平成 4	リオ・サミット（6月）
1993 5	環境基本法制定（11月）
1994 6	環境影響評価制度総合研究会発足（7月）
1996 8	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中央環境審議会諮問（内閣総理大臣）
1997 9	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中央環境審議会答申（2月）、環境影響評価法案国会提出（3月）・成立（6月）・公布（6月）・基本的事項決定（12月）
1998 10	主務省令公布（6月）
1999 11	環境影響評価法全面施行（6月）

出典：日本の環境アセスメント史、平成15年、(社)日本環境アセスメント協会

## おわりに

筆者は、昭和56年4月に環境影響評価法案が国会へ提出された後は、その担当から外れたことから、「環境アセスメント法制化事始め」の記述はここまでとしたい。

しかしその後も、環境庁においては環境影響評価法の制定に向けて不断の努力が続けられ、ついに環境影響評価法案が成立するに至ったことを付記したい。

その間の経緯については、先刻ご承知のことであるし、詳しくは他書をご覧いただくとして、平成8年6月に中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問し、平成9年2月に答申を得て、政府部内における調整の後、環境影響評価法案は平成9年3月28日に閣議決定され、同日国会に提出されたのである。国会にお

ける審議の結果、環境影響評価法案は衆議院・参議院の両院ともに全会一致で可決され、平成9年6月9日に成立し、6月13日に公布（平成9年法律第81号）された。

こうして長年の悲願であった環境影響評価法の制定は、最初の法制化の試みから約20年という長い年月を経ての成就であった。

国会で環境影響評価法案が成立した日に、田中健次企画調整局長から「悲願だと言われた環境影響評価法案が成立したよ。」と言われたときには、感無量で喜びにむせんだものである。

環境影響評価法の成立を目指して艱難辛苦をものともせず頑張り続けた環境庁の担当者の苦勞が報われたのである。また、これまで環境影響評価法の制定のために尽力いただいた多くの方々に衷心から感謝した次第である。

## Profile

藤田 八暉 氏 HACHITERU FUJITA

久留米大学大学院比較文化研究科 教授  
久留米大学経済社会研究所長

### ■筆者プロフィール

1945年福井県生まれ。  
環境庁の草創期から約30年間にわたり環境行

政に従事。環境影響評価法制度の立案や、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法など公害関係法の施行、及び環境政策の企画、推進等に携わる。その後、大学教授に転じ、平成14年から久留米大学教授。専門は環境政策学。学会・社会活動は、環境アセスメント学会理事、人間環境問題研究会理事や、久留米市環境審議会会長など。著書は、『文化経済学と地域創造—環境・経済・文化の統合』（新評論）など。

# 「環境アセスメント士会」の活動について

## はじめに

環境アセスメント士会は、資格者相互の交流・連携による相互研鑽等を目的として2012年に設立されました。本年度3年目を迎えた当会の活動状況などを紹介します。

## 1. 環境アセスメント士会設立の経緯

環境アセスメント士認定資格制度が創設され、第1期生誕生早々から、資格者同士の情報交換、連携強化を行いながら技術力をさらに向上し、関係機関への提言を行っていかうとの趣旨から、「環境アセスメント士会」設立に向けた動きがありました。この時の有志による検討準備会では時期尚早という結論でしたが、その後も折に触れ資格者のネットワークづくりの場の必要性が話題に上り、JEASの「継続教育・資格制度検討分科会」の検討を経て、2011年10月、環境アセスメント士会設立準備会が正式発足し、計7回の準備会議を経て、2012年5月25日の設立総会をもって、「環境アセスメント士会」が設立されました。

## 2. 環境アセスメント士会の組織体制

2014年8月末現在の会員数は、環境アセスメント士の資格を持つ正会員59名、本会の活動を賛助する個人等の賛助会員16名の合計75名となっています。運営委員は現在15名で、総務、企画、イベント、広報の4つのグループにわかれ、運営委員会をほぼ毎月開催して、会の運営を進めています。なお、運営委員の任期は2年ですが、立候補はいつでも受け付けています。

## 3. 主な活動状況

### (1) 勉強会・講習会等のイベント

情報交換・技術力の向上等を目的として、勉強会・講習会、現地見学会等を行っています。設立からこれまでに行った主な



記念すべき第1回勉強会

行事を表に示します。これらの行事は、JEAS-CPDにおいて、JEAS主催のセミナーと同等の扱いとなっており、毎回盛況で用意した席が満席となります。また、勉強会後には、

講師を囲んでの懇親会を行っており、講義の限られた時間では聞けなかったお話が聞けたり、会員相互の親睦も深められたりと、実に充実した時間を過ごせています。



勉強会後の懇親会

### (2) 広報活動

環境アセスメント士の認知度向上や情報交換を目的にホームページを公開しており、イベント等の開催情報や、運営委員会の活動状況など、随時最新の情報を更新しています。ホームページでは、会員名簿も公開しており、「環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業」等にも対応すべく会員個人の専門分野や得意とする地域など紹介しています。また、イベント等に連動して「環境アセスメント士会通信」を発行し会員内外に配信したり、フェイスブック内にアセス士会グループを開設し情報交換する等、活発な広報活動を行っています。

### (3) 資格制度への提言

「環境アセスメント士」資格の魅力向上、制度の充実を目指して、JEASとは相互に情報交換を行っており、試験やCPD制度のあり方などについて、JEAS資格・教育センターに対して提言を行っています。

### (4) 社会貢献活動

環境影響評価の専門家としての知識と経験を活かし、各種講習会等への講師の派遣を行っていきたくと考えています。第一弾として、この夏「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」の講習会に当会から講師の派遣を行いました。多彩な人材がおりますので、ぜひお声掛けください。

## おわりに

環境アセスメント士の認知度の向上、活躍の場の拡大をめざし、「個人の集まり」という特性を活かして、協会や企業ではできない活動を行っていきたくと考えています。なにとぞ皆さま方のご支援を切にお願い申し上げます。

また、まだ加入されていない資格者の皆さま、資格取得を目指す方々の奮ってのご入会を期待します。

(環境アセスメント士会 工藤俊哉・上原 励)

■表 主な勉強会・見学会等

年度	実施日	イベント	内容等
2012年度	2012年10月16日	省エネオフィスビル見学会	平常時の省エネ・節電、非常時の自立性確保を実現した清水建設新本社ビルの見学
	2012年11月16日	平成24年度第1回勉強会	「JICAの環境社会配慮ガイドラインとEIA」 講師：(独)国際協力機構 比嘉勇也氏
2013年度	2013年5月23日	平成25年度第1回講演会	「大学における環境教育の現状と展望」 講師：東京大学教授 横張真先生
	2014年2月24日	平成25年度第1回勉強会・意見交換会	「グリーンファイナンス利子補給金制度での『環境アセスメント士』の役割」 講師：(株)三菱地所設計 坪田勇人氏 講師：明治大学大学院教授 柳憲一郎先生
2014年度	2014年5月22日	平成26年度第1回講習会	「環境アセスメント士に期待することーアセス審議会委員の立場から」 講師：桜美林大学教授 片谷孝先生

環境アセスメント士会 HP: <http://www.jeas.org/modules/contents17/> Facebook: <http://www.facebook.com/groups/301840033234795>



# JEAS 環境アセスメント士 紹介



生活環境部門 (2006年)  
中野 敦

## 環境アセスメント士の資格維持

私が勤務する日鉄住金テクノロジー株式会社は、親会社（新日鐵住金株式会社）の合併を機に昨年の4月に、株式会社日鐵テクニクスならびにグループ5社と住友金属テクノロジー株式会社が統合してできた会社で、12事業所、2事業部、従業員数約3,200名で構成されています。当社では、「材料・解析事業」「環境関連事業」「エンジニアリング事業」「検査ソリューション事業」の4つの事業分野で事業を展開しています。

私が在籍する八幡事業所は福岡県北九州市にあり、新日鐵住金（株）八幡製鐵所、関連企業や行政、地元企業がお客様です。

私自身が環境アセスに携わるようになって約15年が経過しましたが、当初はエコタウン全盛期で各種の環境事業が立ち上がり、それに伴うアセスを数多く担当いたしました。ただし、そのほとんどがミニアセスでフルアセスは数えるばかりでした。一方、九州におりながら会社の理解もあり、JEAS 研究会には早くから参加し、多くの方々との意見交換させてもらいました。環境アセスメント士には第一回試験で合格できましたが、これらの経験が役に立ったのはいうまでもありません。しかし

ながら、皆さんもご承知のとおり、環境アセスメント士は試験に合格さえすればいい資格ではありません。資格を継続するためにはCPDポイントを継続的に獲得する必要があります。私は1回更新しましたが、その時はたまたま留学生向けの大学での講義を担当したことが大きかったです。一方、CPDプログラムとしては講演会の受講で獲得する方も多いのではないのでしょうか。ただ、講演会も地方にいるとなかなか受講する機会に恵まれないのですが、JEASの会員ページにアクセスするとJEAS主催のセミナーや研修会のビデオを見ることができ、これを実績として登録申請することにより、CPDポイントを獲得できるのをご存知でしょうか。これは地方にいる人にとって素晴らしいシステムだと思います。できればアップロードをもう少し早めてもらえるともっと有意義になると思います。



日鉄住金テクノロジー(株)

TEL.093-872-5420  
<http://nsst.nssmc.com/>



自然環境部門 (2010年)  
佐々木 秀明

## 環境に配慮した復興のために

私が勤務する国際航業株式会社は、1947年に航空写真測量をベースに事業をスタートさせ、鉄道や道路網整備などの建設コンサルタント分野、地質調査・海洋調査分野、防災分野、環境エネルギー分野等を取り込みつつ、現在では、空間情報技術をベースとする総合的なコンサルタント企業となっています。

所属する東北支社の国土保全グループでは、道路・地質・防災・環境等に関する分野の業務を主に担当しています。

「環境アセスメント士」の資格を取得したのは、最初はその物珍しさに惹かれてのことでした。しかし、試験自体は環境アセスメントに携わる技術者としての力試しにもなり、さらに、試験勉強は業務を遂行する上でも大いに役立つものになったと思います。

環境アセスメント士の資格登録時には、東日本大震災の影響により、期限内に手続きが間に合わなかったのですが、日本環境アセスメント協会の配慮により、無事登録することができました。大変遅くなりましたが、この場を借りてお礼を申し上げます。

「環境アセスメント士（自然環境部門）」に合格した2010年

度は、27名の受験者に対して16名の合格者でした。生活環境部門においても、ほぼ同様で、23名の受験者に対して14名の合格者でした。

1991年の入社時から長年環境アセスメントに携わってきている私にとっては、受験者数の少なさに正直驚きました。技術士やRCCMと比べれば、受注に関して、まだまだ優位な資格とはいえませんが、徐々に求められてきていることは確かです。法アセスや条例アセスの対象とならない事業においても環境アセスメントは実施され、復興関連事業においても環境配慮は必須です。

今後は、「環境アセスメント士」の認知度アップを図るとともに、「環境保全」や「東北の復興」の一翼を担っていきたいと思います。



国際航業(株)

TEL.022-299-2848  
<http://www.kkc.co.jp/>

# 環境影響評価 (EIA) における Twinning Partnership

## 1. はじめに

アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN) は、2005年に米国開発庁の支援により設立されたアジアの環境担当官のネットワークで、現在、アジア開発銀行の資金支援の下に、環境影響評価に係る能力向上を目的とした研修プログラム (Twinning Partnership Program) を行っている。

本プログラムには、日本側から環境省、日本環境アセスメント協会 (JEAS) 及びイー・アール・エム日本 (株) (ERM)、相手国側からは、スリランカは中央環境局 (CEA)、ラオスは天然資源環境省 (MONRE) の環境社会影響評価局 (DESIA) が参加している。両国の仲介役を担当しているのが、能力向上事業を行っている AECEN (事務局：地球環境戦略研究機関 (IGES) バンコク事務所) である。

ERM は環境、社会及び労働安全衛生を専門とするグローバルなコンサルティング会社であり、開発途上国を含む世界各国において環境影響評価関連業務の経験を有することから、本プログラム中のワークショップのコーディネートを担当した。

この度、本プログラムの一環として、日本側がメンターとなり、スリランカ及びラオスの環境影響評価 (EIA) 制度の運用能力向上を図るための研修が 2013 年 12 月から開始された。2014 年 6 月には両国の行政官が来日し、ワークショップが開催されたため、これまでの成果について概要を紹介する。

## 2. 個別ワークショップ

本プログラムの第一歩として、スリランカ及びラオス各国の EIA 制度の問題点・課題点を把握し、本プログラムのワークプランの骨組みを組み立てるため、2013 年 12 月にスリランカ、そしてその翌月にはラオスを訪問し、各国の EIA 制度担当の行政官とワークショップを行った。そこでお互いの国の EIA 制度を紹介した後、参加者から自国の EIA 制度の中で改善を要する部分について意見を募り、具体的な支援の内容について協議を行った。

ワークショップでは、両国ともに、政府の審査担当官による環境影響評価書の審査レベルの向上やプロジェクトによる影響を緩和するための対策を適切に実行するシステム等に関して、改善の必要性を感じているとの意見が多かった。一方、各国の事情により国の発展状況が異なっているため、以下のように両国の間で関心のあるセクターに差異がみられた。

スリランカでは、内戦終結後のここ 4 年間は経済成長率が 6～8% を維持しておりエネルギー需要が増加している。この需要増加に対して、これまでの主な電力源となってきた水力発電では対応できなくなっているため、近年では LNG や石炭による火力発電プロジェクトが計画されている。そのため、これらの火力発電セクターの影響評価に関して、評価項目や緩和策の妥当性について日本での事例を踏まえて学びたいという意見が挙げられた。そのほかにも、鉄道やモノレール等の軌道系交通セクターや廃棄物処分施設に対する影響評価に関する技術サポートに関しても興味を示していた。

一方、ラオスは日本の本州とほぼ同じ面積を有する国だが、人口はわずか 600 万人弱である。ラオスは、豊富な水資源により水力発電産業が経済を牽引しており、「東南アジアのバッテリー」と呼ばれているように、タイなどの周辺国に売電している。また、金や銅など鉱山資源も豊富であるため、鉱山開発も重要な産業として位置づけられている。そのため、ラオスのワークショップの参加者からは、水力発電や鉱山開発セクターに対する影響評価の他国の事



日本でのワークショップにおける集合写真

例を参考にしたいという声があった。また、ダムや鉱山案件では特に水質管理が重要であるとの認識から、政府が実施する水質モニタリングシステムの改善を検討する必要があるとの意見があった。

全体として限られた時間でのワークショップであったが、日本のEIA制度に関する多くの質問も挙げられるなど、各国政府担当者の熱心さが伝わるワークショップであった。

### 3. 日本でのワークショップ

研修プログラムでは、メンター国において新しい技術への理解を深めることを目的の一つとしている。スリランカ及びラオスで開催された個別ワークショップを通して、各国のEIA制度で改善を要する点や関心の高いセクターが明らかになったことを受け、2014年6月25日から3日間にわたり日本でワークショップを開催することとなった。

1日目は、日本の関係各機関からの講演及び両国行政官との意見交換が行われた。まず午前中にAECENから持続可能な発展におけるEIA制度の役割について、その後、環境省が日本のEIA制度について講演を行った。さらに、JEASがEIAに関連する活動について紹介をした後、ERMが日本及び海外におけるEIAの実施について発表を行った。午後には、川崎市職員が市でのEIAの運用について、次いで、パシフィックコンサルタンツ（株）の技術者が輸送部門のEIAについて講演を行った。いずれの講演においても両国行政官と講演者との実務経験に基づいた活発な意見交換が行われた。

2日目は、2つのグループに分かれ、両国の関心の高い火力発電と水質モニタリングシステムに関連する現場の視察を行った。磯子火力発電所（最先端の石炭火力発電所）を視察し、参加者からは「石炭火力発電所への概念が変わった、自国にも導入したい。」との意見があった。また、川崎市環境総合研究所では、同研究所が実施している環境モニタリングや最新鋭の分析機器について説明を受けるとともに、今後の連携の可能性について活発な意見交換が行われた。



川崎市環境総合研究所の視察



磯子火力発電所の視察

最終日の3日目には、今後各国で行われる本研修事業の最後のワークショップについての話し合いが行われた。ワークショップ終了時には、各国の行政官から非常に有意義なワークショップであったとの意見をいただいた。ワークショップ及び現場視察で協力をいただいた関係機関の方々にはこの場を借りて御礼を申し上げたい。

### 4. おわりに

8月4～5日に、スリランカにおいて本プログラムの締めくくりとなる最後のワークショップを実施した。ここでは、スリランカが興味を持っていた石炭火力発電プロジェクトをケーススタディとして、スリランカの環境影響評価審査機関であるCEAの職員31名が参加し、石炭火力発電案件のEIAの審査のポイントについてグループディスカッション形式で議論を行った。大気排出及び温排水の放流による影響及び石炭灰の処理方法などについてEIAの中で十分な評価がなされているかを確認し、不足している項目に関しては事業者に対してどのような推奨事項を提言すべきかを各グループで議論を行った。

このワークショップの最後に、参加者が議論した内容と比較してもらえるように、日本における石炭火力発電案件に対して寄せられた知事や環境大臣の提言などを紹介した。ワークショップで議論した内容と同様の提言もあれば、議論では気付かなかった意見もあり、CEA職員は非常に興味深く内容に耳を傾けていたのが印象的であり、本プログラムを締めくくるにふさわしい有意義な議論で無事にワークショップを終えることができた。同様な最終ワークショップをラオスでも近く実施する予定である。

最後に、EIAの審査機関の能力向上は、適切な環境影響評価制度の運用の要であることを再認識する機会となった。今後も各国のニーズに応えられるよう、日本での環境影響評価の経験・知識が共有され、各国の能力向上が図られることを期待したい。

（レポーター：イー・アール・エム日本（株）鈴木洋平／丸山奈緒子）



## 2014年度環境アセスメント入門研修会

期日：2014年7月3日・4日

### 1. はじめに

本研修会は、入社あるいは環境アセスメント業務に携わって3年未満程度の技術者を対象に、環境アセスメントの基礎的事項の理解を目的として開催しているが、環境アセスメント業務従事者に限らず、環境アセスメントに興味がある方にも広く門戸を開いている。

### 2. 参加状況

今年度も、昨年同様「アルカディア市ヶ谷」において開催し、全国から38名という近年でもっとも多い参加者数であった。年齢層は、20代が大半であったが、40代までの参加があった。また、環境アセスメントの経験も少ない参加者が多く、23人が新入社員（8割が、経験3年未満）であった。

### 3. 研修内容

「日本の環境アセスメント制度」、「気象・大気」、「騒音・振動・低周波音」、「水象・水質」、「海生生物・生態系」、「陸生生物・生態系」、「自然との触れ合い分野」の7分野について講義を行い、1.5日で環境アセスメントの全体像を把握できる構成とした。また、1日目の講義終了後、懇親会を開催した。懇親会では、積極的な名刺交換ならびに受講者間及び講師との懇談が活発に行われ、有意義な交流・意見交換ができた。

### 4. 成果及び今後に向けて

受講者からは、「環境アセスメント全体を学ぶことができた」、「専門外の講義も聴け、他分野への意欲が湧いてきた」等の意見が多数寄せられ、開催の意義を再確認することができた。また、調査方法の技術的研修、事例研修（住民説明会事例等含む）の希望もあり、今後の研修体系の参考としたい。

本研修会は、環境アセスメントについて体系化した研修であることから、会員会社の新入社員研修の一環としても有益な研修会であったと考えられる。事後のアンケートによると、これから環境アセスメント業務に取り組もうとし

ている若い人たちの、満足感・取り組み意欲の向上が感じられるコメントを多くいただいた。具体的には、本人の専門分野のほか、環境アセスメントに関する幅広い知識が得られたこと、実例を交えながらの説明で、イメージが湧き易かったこと、入門研修テキストについても今後の参考図書として有意義に使用していきたい等の意見をいただいた。

本研修会受講者が更なる研鑽を積まれ、今回の研修成果を業務に反映されることを切に望むものである。

なお、今回の入門研修会の課題としては、参加人数に見合った会場の確保、スケジュールに余裕を持てる会場使用時間の確保、高層建築物アセスに関する項目（風害・電波障害・日照障害等）の追加等があげられる。これらを今後の検討課題として認識していく。

### 5. おわりに

改正環境影響評価法が施行され、風力発電アセス等、環境アセスメントを取り巻く情勢にも変化が生じてきている。今後も、これらの変化に対応し、より充実した講義を提供できるよう、教育研修委員会で、更なる検討を進めていきたいと考えている。

(教育研修委員会 後藤 隆)



# 基本的事項の改正について

## 1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故によって一般環境中に放射性物質による環境汚染が発生したことに伴い、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止を行うため、環境基本法第13条の規定が削除され、環境影響評価法が改正された。これに伴い、基本的事項を改正するために環境省は「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」を設置し、事業の実施に伴う放射性物質の環境影響評価に係る基本的な考え方を示した報告書を取りまとめ、本報告書を踏まえて基本的事項が改正、平成26年6月27日に告示された。

## 2. 対象事業について

本報告書では、放射性物質を取扱う必要がある事業として、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業及び供用中に放射性物質を取扱う事業が考えられ、このうち、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業については、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく原子

力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）等で事業を実施する場合は、供用中に放射性物質を取扱う事業として、原子力発電所の設置等の事業及び廃棄物最終処分場の設置等の事業が考えられることが記載されている。

## 3. 対象とする放射性物質及びその把握について

放射性物質は通常「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令の規制に基づき事業者等により管理されていることから、環境影響評価法では一般環境中の放射性物質を取り扱うとしている。また、放射性物質による環境の汚染の状況の把握は放射線の量で行う旨が記載されている。

## 4. おわりに

基本的事項での具体的な改正内容は、別表に「一般環境中の放射性物質」が加わり、放射性物質による環境の汚染の状況は放射線の量の把握により調査、予測及び評価を行う旨が追記された。今後は、主務省令改正後、平成27年6月1日に施行される予定である。

(編集委員：桑本 潔)

## JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や「継続教育(CPD)制度」に関する情報やご案内を「JEAS ニュース」に毎月掲載しています。

### 1. 2014年度「環境アセスメント士」資格認定試験

受験の申し込みは、10月10日(金)まで受付けております。試験実施日は11月23日(日・祝日)です。

今年度の試験会場は、仙台、東京、名古屋、沖縄の4箇所となっております。詳しくは、協会のHPをご覧ください。

### 2. 「環境アセスメント士」資格登録の状況

JEASでは、「環境アセスメント士」が社会によく知られ、活躍の場を広げられるよう「資格制度の紹介パンフレット」、

「資格登録者名簿」、さらには「環境アセスメント士活用に関する要望書」等を作成し、関係官庁、地方公共団体、大学、研究機関、民間企業等への説明や資料の送付などにより、本資格制度の周知・PRを行っております。

### 3. 2014年度の資格更新

2014年度の資格の更新は2015年2月2日(月)から4月30日(火)まで受け付けます。今年度は2009年度に登録された(登録番号がH21で始まる)方が対象ですが、2007、2008年度に登録された(H19、H20で始まる)方も対象です。なお、登録番号がH19、H20で始まる方で未更新の方は、更新保留となっているため資格証明書類の発行ができませんので、ご注意ください。また、H19で始まる方の更新は、今回が最後となります。資格の更新には条件があります。詳しくは、協会のHPから「資格更新の手引き」並びに「JEAS-CPDガイドブック」をご覧ください。

- 資格更新の補助として「指定講習・論文」も行っております。こちらも、更新の手引きをご覧ください。
- JEAS-CPD記録登録は、随時受け付けております。

(資格・教育センター事務局)

### ◇資格登録者の状況(勤務地別) 2014年6月現在(名)

地域	生活環境部門	自然環境部門	計	比率(%)
北海道	9	30	39	9.3
東北	7	19	26	6.2
関東	107	100	207	49.6
中部	12	17	29	6.9
近畿	39	25	64	15.3
中国・四国	8	7	15	3.6
九州・沖縄	14	24	38	9.1
計	196	222	418	100.0

### 協会活動記録

#### 研修部会

環境アセスメント入門研修会 38名  
2014年7月3日(木)、4日(金)

- (1) 日本の環境アセスメント制度  
日本工営(株) 黒崎靖介
- (2) 気象・大気質  
東京パワーテクノロジー(株) 小高応理
- (3) 騒音・振動・低周波音  
飛鳥建設(株) 小林真人
- (4) 水象・水質  
いであ(株) 島田克也
- (5) 海生生物・生態系  
(株)日本海洋生物研究所 山崎孝史
- (6) 陸生生物・生態系  
アジア航測(株) 市橋 理
- (7) 自然との触れ合い分野  
(株)ブレック研究所 酒井 学

「環境アセスメント士」受験講習会一試験の  
説明および傾向と対策 8名  
2014年8月30日(土)

- (1) 生活部門・択一問題の解説  
教育研修委員 林 邦能
- (2) 資格試験の説明および傾向と対策  
教育研修委員長 後藤 隆
- (3) 論文問題の対策  
教育研修委員 大野 直
- (4) 共通科目・択一問題の解説  
教育研修委員 小高応理
- (5) 自然環境分野・択一問題の解説  
教育研修委員 小林 聡

第1回野外セミナー 19名  
2014年9月11日(木)

風車見学・銚子・波崎ウィンドファーム  
講演会:(独)水産総合研究センター水産工学  
研究所

第1回公開セミナー 88名  
2014年9月12日(金)

- (1) 政策課題研究会報告  
戦略的環境アセスメント(SEA)・配慮書に関する研究報告書—SEA・配慮書の最新動向とケーススタディー  
松島正興/田中 亨/峠 祐介/  
山岸丈二/長田篤佳
- (2) 条例アセス研究会報告  
地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究—その2地域性、独自性に関する基礎研究—  
森本尚弘/湯浅晃一/伊藤 浩/  
岩沢 進/田村 大/皆川克志
- (3) 自然環境影響評価技法研究会報告  
環境影響評価で必要とされる生物多様性ポテンシャルマップの実践的調査研究その2  
松岡明彦/西澤 正/新井聖司

### 第3回 JEAS フォトコンテスト (2015年度 JEAS ニュース表紙写真募集) のご案内 (再掲)

2015年度のJEASニュースの表紙を飾る写真をコンテスト形式で募集します。テーマは昨年と同じく「日本の四季」です。未来に残したい日本の風景、行事など、季節感あふれる作品の応募をお待ちしております。採用された方には、賞金等が授与されます。詳細は、協会ホームページ(<http://www.jeas.org/>)をご参照ください。

- 応募資格: JEAS会員団体に属する個人
- 募集期間: 2014年7月1日(火)~2015年1月20日(火)必着
- 写真規定: カラー写真(プリントの場合は六切程度、デジタルの場合はおおむね500万画素以上)
- 結果発表: 2015年4月1日、JEASニュース146号誌上、協会ホームページ

#### 募集概要

- テーマ: 日本の四季
- 採用作品数: 春夏秋冬各1点、計4点。

応募・お問い合わせ (一社)日本環境アセスメント協会 JEASニュース表紙写真選考委員会宛

#### 新規入会正会員の紹介

(株)総合環境計画 〒135-0046  
(2014年7月) 東京都江東区牡丹1丁目14番1号  
代表取締役 横山隆二郎 電話(03)5639-1951  
(担当)執行役 浦野真佑美

#### 「お詫びと訂正」

JEASニュース143号(2014年7月1日発行)P16の文章中に誤字がありました。関係者各位にお詫び申し上げます。

- 誤 小林昌明・水大気環境局長
- 正 小林正明・水大気環境局長

### 編集後記

JEASニュース第144号、無事、皆さまのお手元に届きましたでしょうか。この原稿を書いているのは最終校正段階であり、締切を前に心なしか息苦しくなっています。改めましてこんにちは。私は本年5月にJEASニュース編集委員会の委員長となりました長岡です。第143号からJEASニュースの編集に携わっておりますが、これからしばらくの間、お付き合いくださるようお願いいたします。さて、本号では久留米大学の藤田先生のエッセイ「アセス事始め」を掲載させていただいています。これは旧アセス法案の形成から廃案に至るまでを実録風に著したものであり、法案を巡ってこのような物語があったということは大変興味深いです。これをJEASニュースに掲載できるのも何かの縁であり、本号の特集と合わせて環境アセスの今昔物語となっているところは、企画も一期一会。何事も巡りあわせというものがあるなど感じた次第です。

(編集委員長 長岡克郎)